

市第 227 号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

「(1)建築物省エネ法の制定」、 「(2)低炭素法に基づく認定基準等の一部改正」及び「(3)長期優良住宅法に基づく認定基準等の一部改正」に伴い、必要となる手数料を徴収するため、「横浜市手数料条例」の一部を改正します。

2 条例改正の概要

(1) 建築物省エネ法の制定に伴う改正 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

①概要 (別紙 1 参照)

容積率特例が受けられる「ア 省エネ性能向上計画の認定」及びエネルギー消費性能の表示ができる「イ 基準適合認定」の2つの認定制度が創設されます。

②申請手数料

認定の対象範囲と床面積・戸数の区分、認定審査の方法に応じて想定される審査所要時間等を考慮に入れ、4,900 円からの手数料を新たに規定します。

(詳細は別紙 2 表 1-1、表 1-2 参照)

(2) 低炭素法に基づく認定基準等の一部改正に伴う改正 (都市の低炭素化の促進に関する法律)

①概要

省エネ性能についての簡易な評価方法による認定制度が追加されます。

②申請手数料

床面積の区分、認定審査の方法に応じて想定される審査所要時間等を考慮に入れ、97,000 円からの手数料を追加します。

(詳細は別紙 2 裏面 表 2 参照)

(3) 長期優良住宅法に基づく認定基準等の一部改正に伴う改正 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律)

①概要

従前の新築基準に加え、新たに増改築基準による認定制度が追加されます。

②申請手数料

戸数の区分、認定審査の方法に応じて想定される審査所要時間等を考慮に入れ、9,100 円からの手数料を追加します。

(詳細は別紙 2 裏面 表 3 参照)

(4) その他所要の改正

その他、床面積の区分などの所要の改正を行います。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日 (建築物省エネ法の施行日 及び 改正後の認定基準の適用日)

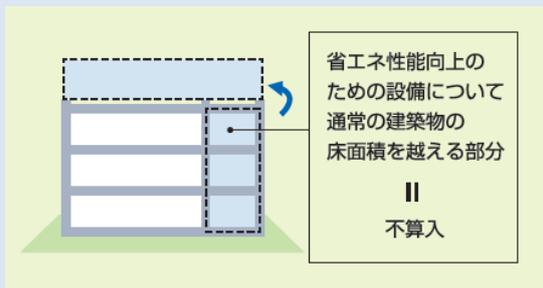
建築物省エネ法の概要

建築物省エネ法は、現行の省エネ法から建築物部門を独立させ、建築物全体の省エネ性能を向上させることを目的として、平成 27 年 7 月に制定されました。本法の内容は、大きく誘導措置と規制措置の 2 つに分けることができます。

【誘導措置】

誘導措置は平成 28 年 4 月 1 日に施行され、誘導措置に対応するために手数料条例を改正します。

ア 容積率特例が受けられる 「省エネ性能向上計画の認定」



イ エネルギー消費性能の表示ができる 「基準適合認定」



【規制措置】

規制措置は平成 29 年 4 月に施行予定であり、規制措置への対応については政令等が未公布のため、公布され次第、手数料条例の改正を行います。

(今回の手数料条例では、規制措置に関連した改正はありません。)

■ 省エネ基準適合義務・適合性判定義務



■ 届出 ● 建築物 300m²以上(予定)

新築・増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務



基準に適合せず必要と認める場合は、指示・命令等があります。

(1) 建築物省エネ法の制定に伴う認定申請手数料表

【表 1-1】ア 省エネ性能向上計画の認定

単位：円

		床面積・戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)	本市が全て審査を行う場合		
				【簡易な評価方法】	【通常の評価方法】	
住宅部分	戸建	-200 m ²	4,900	/	34,000	
		200 m ² -	4,900		38,000	
	共同住宅	住戸 (住戸数)	1 戸		4,900	34,000
			2-5 戸		9,600	69,000
			6-10 戸		16,000	97,000
			11-25 戸		27,000	140,000
			26-50 戸		45,000	200,000
			51-100 戸		81,000	280,000
			101-200 戸		130,000	380,000
			201-300 戸		160,000	500,000
			301 戸-		170,000	590,000
	共用部分		-300 m ²		9,600	110,000
			300-2,000 m ²		27,000	180,000
			2,000-5,000 m ²		81,000	280,000
			5,000-10,000 m ²		130,000	360,000
10,000-25,000 m ²			160,000	430,000		
25,000 m ² -			200,000	500,000		
非住宅部分		-300 m ²	9,600	87,000	230,000	
		300-2,000 m ²	27,000	150,000	370,000	
		2,000-5,000 m ²	81,000	240,000	530,000	
		5,000-10,000 m ²	130,000	310,000	650,000	
		10,000-25,000 m ²	160,000	370,000	770,000	
		25,000 m ² -	200,000	440,000	870,000	

※ 変更認定申請の場合は上記金額の半額 (100 円未満は切り捨て)

【表 1-2】イ 基準適合認定

単位：円

		床面積・戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)	本市が全て審査を行う場合		
				【簡易な評価方法】	【通常の評価方法】	
住宅部分	戸建	-200 m ²	0	12,000	29,000	
		200 m ² -	0	14,000	34,000	
	共同住宅	住戸 (住戸数)	1 戸	0	12,000	29,000
			2-5 戸	0	24,000	60,000
			6-10 戸	0	32,000	80,000
			11-25 戸	0	44,000	110,000
			26-50 戸	0	62,000	150,000
			51-100 戸	0	79,000	200,000
			101-200 戸	0	98,000	250,000
			201-300 戸	0	130,000	330,000
			301 戸-	0	170,000	410,000
	共用部分		-300 m ²	0	/	100,000
			300-2,000 m ²	0		160,000
			2,000-5,000 m ²	0		200,000
			5,000-10,000 m ²	0		230,000
10,000-25,000 m ²			0	270,000		
25,000 m ² -			0	300,000		
非住宅部分		-300 m ²	0	78,000	220,000	
		300-2,000 m ²	0	120,000	340,000	
		2,000-5,000 m ²	0	160,000	450,000	
		5,000-10,000 m ²	0	180,000	520,000	
		10,000-25,000 m ²	0	210,000	610,000	
		25,000 m ² -	0	240,000	670,000	

(2) 低炭素法に基づく認定基準等の一部改正に伴う認定申請手数料表

【表2】

単位：円

	床面積の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)	本市が全て審査を行う場合	
			【簡易な評価方法】	【通常の評価方法】
非住宅部分	-300㎡	9,600	97,000	240,000
	300-2,000㎡	27,000	160,000	380,000
	2,000-5,000㎡	81,000	260,000	550,000
	5,000-10,000㎡	130,000	330,000	670,000
	10,000-25,000㎡	160,000	390,000	790,000
	25,000㎡-	200,000	470,000	900,000

※ 変更認定申請の場合は上記金額の半額
 ※ 簡易な評価方法が適用されるのは非住宅部分のみ

(3) 長期優良住宅法に基づく認定基準等の一部改正に伴う認定申請手数料表

【表3】

単位：円

基準	戸数の区分	評価機関の審査を受けた場合 (本市の技術的審査なし)	評価機関の「住宅性能 評価書」を受けた場合 (本市が技術的審査の 一部のみを行う)	本市が全て審査を行う 場合	
新築基準	戸建住宅(兼用・併用住宅を含む。)	6,000	15,000	45,000	
	共同住宅	2-5戸	12,000	57,000	110,000
		6-10戸	21,000	92,000	170,000
		11-30戸	31,000	170,000	340,000
		31-50戸	58,000	300,000	600,000
		51-100戸	99,000	450,000	1,000,000
		101-200戸	160,000	830,000	1,900,000
		201-300戸	200,000	1,100,000	2,700,000
301戸-	210,000	1,400,000	3,400,000		
増改築基準	戸建住宅(兼用・併用住宅を含む。)	9,100		68,000	
	共同住宅	2-5戸	18,000		160,000
		6-10戸	32,000		260,000
		11-30戸	46,000		510,000
		31-50戸	87,000		910,000
		51-100戸	150,000		1,600,000
		101-200戸	250,000		2,900,000
		201-300戸	300,000		4,100,000
301戸-	320,000		5,000,000		

※ 共同住宅の場合、1申請あたりの手数料は棟単位の手数料を同時に申請する住戸数で除した額（100円未満は切り捨て）
 ※ 変更認定申請の場合は上記金額の半額（100円未満は切り捨て）